

# NPO法人会計基準が改正されました

2017年12月12日に、NPO法人会計基準が改正されました。以下及び裏面をよく読んで、ご対応ください（NPO法人会計基準協議会の文章を、茨城NPOセンター・コモンズが一部加筆）。

## NPO法人会計基準とは

外部に対する会計報告書の作成指針のことです。ここでいう「外部」とは、みなさんの団体に寄付をする一般市民の方、助成団体、お金を借りる際の借入先、協働事業をする場合はそのパートナーなどが想定されます。

NPO法人は、市民が行う自由な社会貢献活動を支えるためにつくられた法人格です。特定非営利活動促進法（略称NPO法）では、認証制の採用など所轄庁の関与を少なくする代わりに、NPO法人が積極的に情報公開を行い、それを市民がチェックするよう定められています。そのため、正確で比較可能な会計報告書を作成するルールがNPO法人会計基準です。

この基準は、2010年7月20日に公表され、特定非営利活動促進法改正（2012年4月1日施行）に合わせて2011年11月20日に一部改正され、2017年12月12

日に最終改正されました。

この基準は、全国各地のNPO支援センターからなるNPO法人会計基準協議会を主体に、会計専門家、学識経験者、助成財団、金融機関など民間の力を結集して策定されました。

この基準の採用は、各法人の任意であり、強制はされません。採用の時期も、実務に無理のないよう、各団体で決めていただいて結構です。ただ、2012年4月1日施行の改正NPO法第27条で、NPO法人が作成する財務諸表は活動計算書・貸借対照表・財産目録の3点セットに改正されています。

詳しくは、NPO法人会計基準協議会のページをご覧ください。< [www.npokaikeikijun.jp](http://www.npokaikeikijun.jp) >

改正ポイントは裏面

## NPO法人会計基準の特徴

- 小さな団体も無理なく採用できるように工夫されています。
- 現物寄付やボランティアなど、NPOに特有な事象を会計に取り込んでいます。
- 収支計算書から活動計算書へと様式が変更されています。
- 費用は、事業費と管理費とに区分されています。
- 注記と呼ばれる書類の役割が大変大きくなっています。
- 複式簿記・発生主義会計を採用しています。



## NPO法人会計基準採用のメリット

この会計基準に則った会計報告をすることで、社会からの信頼性が増します。それにより、外部から様々な支援（会員やボランティア、寄付金・助成金・補助金の獲得など）を調達しやすくなります。会計報告とともに、数字

で表現できない情報は事業報告書として開示するなど、積極的な情報公開が求められます。みなさんの団体の認知度や信頼性が増すことで、必ず支援の輪が広がります。

## 県内NPO法人の同基準普及率はまだ低い

2014年度財務諸表をもとにした「NPO法人会計基準普及調査」によりますと、県内NPO法人の同基準普及率は、わずか**12.3%**にとどまりました（全国平均は20.3%）。低水準にとどまっている要因は、同基準特有の書類である注記の作成率が**17.7%**と伸び悩んでいることが主因です。全国平均の37.0%を大きく下回っています。

注記とは、活動計算書や貸借対照表、財産目録では十分に伝えることのできない重要な会計情報を記載するもので、NPO法人の財務諸表を構成する重要な書類です。例えば、事業別損益の状況、用途等が制約された寄附金等の内訳、固定資産の増減内訳、借入金の増減内訳、役員及びその近親者との取引の内容などの情報を記載することが可能です。記載例はこちらを参照してください。

< [www.npokaikeikijun.jp/download](http://www.npokaikeikijun.jp/download) >

市民に開かれた民主的組織であるべきNPO法人として、この注記を通じて積極的に情報開示すること、またそのことによって、市民組織であるNPO法人を市民自らが支えることが期待されています。注記がないということは、具体的な財務情報が伝わらず、市民のNPO法人に対する信頼性向上につながりません。

また、「活動計算書の次期繰越正味財産額と貸借対照表の正味財産合計の金額一致」、「貸借対照表の分類」、「貸借対照表の貸借の金額一致」といった、会計の基本原則のいずれかが守られていない法人の割合は**16.2%**となっており、茨城県に提出されているNPO法人の財務諸表の正確性自体が疑われる状況にあります。

## 今回の基準改正の新旧対照表

改正のポイント	項目	改正前	改正後	
<b>1. 受取寄付金の認識</b>	本文 IV. 収益及び費用の把握と計算－その1 13. 受取寄付金	受取寄付金は、実際に入金したときに収益として計上する。  (新設)	受取寄付金は、確実に入金されることが明らかになった場合に収益として計上する。  <Q&A> 13-1～8 の新設	
	注解(注7) 24. 注記の除外	役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引は注記を要しない。 <Q&A> 14-3 (新設) <Q&A> 31-1	役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払は注記を要しない。 <Q&A> 14-3 一部変更 <Q&A> 14-4 の新設 <Q&A> 31-1 の一部変更	
<b>2. 役員報酬と役員及びその近親者との取引の明確化</b>	別表1－活動計算書の科目	(追加)	・経常費用－事業費－人件費の部分に「役員報酬」の勘定科目と科目の説明を追加し「給与手当」に勘定科目の説明を追加	
	様式1と様式4－活動計算書	(追加)	・経常費用－管理費－人件費の「役員報酬」と「給与手当」に科目の説明を追加	
	様式3－財務諸表の注記	(追加)	経常費用－事業費－人件費の部分に「役員報酬」を追加	
	記載例2、3、4－活動計算書	9. 役員及びその近親者との取引の内容の表	(追加)	3. 「事業費の内訳」の人の部分に「役員報酬」を追加
		記載例2－財務諸表の注記	(追加)	9. 役員及びその近親者との取引の内容の表の様式を変更
	記載例3－財務諸表の注記	記載例2－2. 「事業費の内訳」と例2－2. 「事業別損益の状況」の人の部分に「役員報酬」を追加	(追加)	経常費用－事業費－人件費の部分に「役員報酬」を追加
		4. 「役員及びその近親者との取引の内容」の表	(追加)	例1－2. 「事業費の内訳」と例2－2. 「事業別損益の状況」の人の部分に「役員報酬」を追加
	記載例4－活動計算書	4. 「役員及びその近親者との取引の内容」の表	(追加)	4. 「役員及びその近親者との取引の内容」の表に(活動計算書) 給料手当(事業費)を追加し、表の様式を変更し、吹き出しを追加
		記載例4－財務諸表の注記	(追加)	2. 「事業費の内訳」の人の部分に「役員報酬」を追加
	<b>3. その他事業がある場合の活動計算書の前期繰越正味財産額及び次期繰越正味財産額の表示</b>	様式4と記載例3－その他事業がある場合の活動計算書	前期繰越正味財産額及び次期繰越正味財産額は、特定非営利活動に係る事業及びその他事業の欄には記載しない	2. 「事業費の内訳」の人の部分に「役員報酬」を追加
記載例4－活動計算書		(追加)	5. 「役員及びその近親者との取引」の内容の表の様式を変更	
<b>4. 特定資産</b>	記載例4－貸借対照表	前期繰越正味財産額及び次期繰越正味財産額を、特定非営利活動に係る事業及びその他事業並びに合計欄のすべての区分について記載するように変更	経常費用－管理費－人件費の部分に「役員報酬」を追加	
	様式3－財務諸表の注記と記載例1、2、3、4の財務諸表の注記	8. 「役員及びその近親者との取引の内容」の表	2. 「事業別損益の状況」の人の部分に「役員報酬」を追加	
<b>適用した会計基準の注記の文言の変更</b>	記載例4－貸借対照表	<Q&A> 27-3	8. 「役員及びその近親者との取引の内容」の表の様式を変更	
	様式3－財務諸表の注記と記載例1、2、3、4の財務諸表の注記	財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日2011年11月20日一部改正NPO法人会計基準協議会)によっています。	<Q&A> 27-3 を変更	
		〇〇援助事業用預金と〇〇基金事業用預金の吹き出し	〇〇援助事業用預金と〇〇基金事業用預金の吹き出しの文章を変更	
		財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日2017年12月12日最終改正NPO法人会計基準協議会)によっています。	財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日2017年12月12日最終改正NPO法人会計基準協議会)によっています。	

※ 詳細な解説資料はこちらを参照 < [www.npokaikeikijun.jp/download/kaisei\\_balancesheet\\_201712](http://www.npokaikeikijun.jp/download/kaisei_balancesheet_201712) >